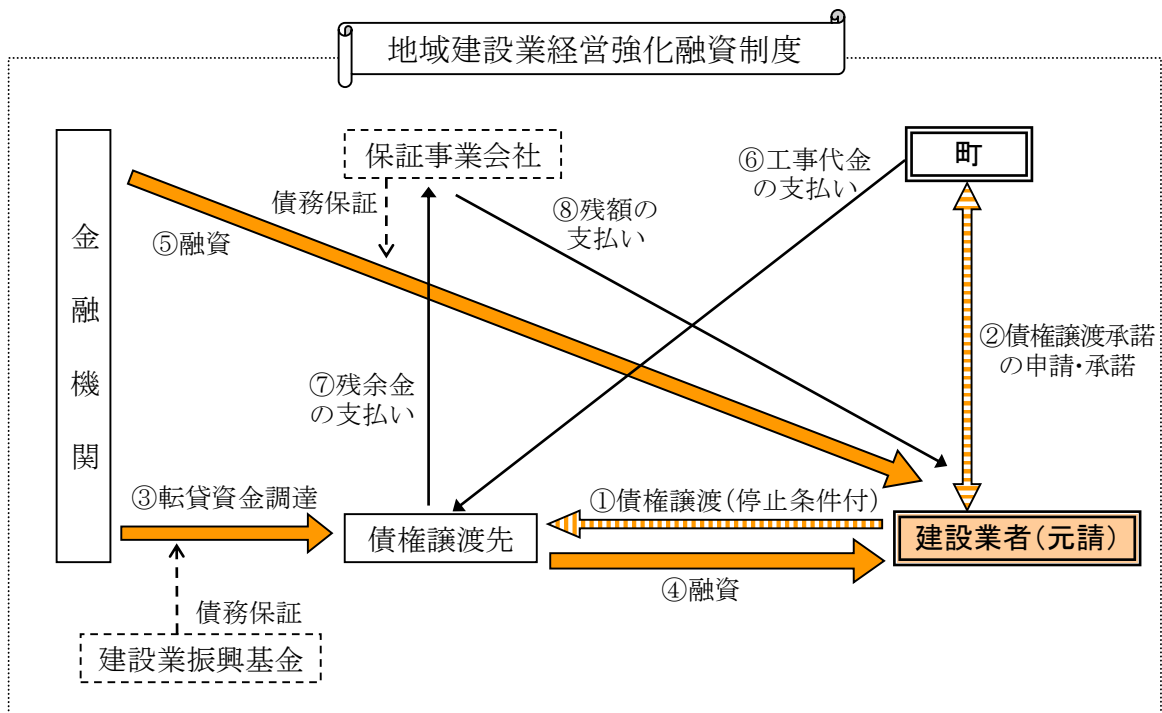


<基本的な流れ>

- 1 建設業者（元請）が町発注工事を受注。
- 2 町から建設業者に対して前払金等の支払い。
- 3 当該工事の工事請負代金債権の譲渡契約を建設業者と債権譲渡先の間で締結する。ただし、町の承諾を停止条件とする（町の承諾があってはじめて債権譲渡の効力が生じる。）。（⇒図①）
- 4 建設業者及び債権譲渡先は、工事請負代金債権の譲渡につき、町に承諾の申請。町は、申請内容を審査の上、承諾する。（⇒図②）
- 5 債権譲渡先は、金融機関から転貸融資資金を調達する。その際、（財）建設業振興基金が、金融機関に対し債務保証を行う。（⇒図③）
- 6 債権譲渡先は、譲渡債権を担保として出来高の範囲内で建設業者に融資する。（⇒図④）
- 7 工事完成後、町は債権譲渡先に工事請負代金を支払う。（⇒図⑤）
- 8 債権譲渡先は、建設業者に対する貸付金を精算し、残余金があれば建設業者に返還する。（⇒図⑥）

<元請倒産時>（6までは基本的な流れと同様）

- 9 町は建設業者との契約を解除し、出来高部分を検査の上、引渡しを受けた出来高部分に相応する工事請負代金を債権譲渡先に支払う。（⇒図⑤）
- 10 債権譲渡先は、建設業者に対する貸付金を精算するが、その際、一定の額を下請業者（又は資材業者）に支払う。（⇒図⑥）



<基本的な流れ>

- 1 建設業者（元請）が町発注工事を受注。
- 2 町から建設業者に対して前払金等の支払い。
- 3 当該工事の工事請負代金債権の譲渡契約を建設業者と債権譲渡先の間で締結する。ただし、町の承諾を停止条件とする（町の承諾があってはじめて債権譲渡の効力が生じる。）。（⇒図①）
- 4 建設業者及び債権譲渡先は、工事請負代金債権の譲渡につき、町に承諾の申請。町は、申請内容を審査の上、承諾する。（⇒図②）
- 5 債権譲渡先は、金融機関から転貸融資資金を調達する。その際、（財）建設業振興基金が、金融機関に対し債務保証を行う。（⇒図③）
- 6 債権譲渡先は、譲渡債権を担保として出来高の範囲内で建設業者に融資する。（⇒図④）
- 7 図④の転貸融資の額を超えて、金融機関が建設業者に直接融資を行う場合は、保証事業会社が金融機関に対して金融保証を行うことができる。（⇒図⑤）
- 8 工事完成後、町は債権譲渡先に工事請負代金を支払う。（⇒図⑥）
- 9 債権譲渡先は、建設業者に対する貸付金を精算し、残余金を保証事業会社に支払う。（⇒図⑦）
- 10 保証事業会社は、金融機関に図⑤の借入金等を返済した上で、なお残余があれば建設業者に返還する。（⇒図⑧）

<元請倒産時>（7までは基本的な流れと同様）

- 11 町は建設業者との契約を解除し、出来高部分を検査の上、引渡しを受けた出来高部分に相応する工事請負代金を債権譲渡先に支払う。（⇒図⑥） 以下、9・10と同様。

# 制度の具体的なイメージ

(※)は、地域建設業経営強化  
融資制度に特有の融資

工事出来高(%)

